

別表 2

鈴木ヘルスケアサービス株式会社 職務分掌表

部長

部長

- 運営管理全般の最終責任に関すること
- 労務の管理に関すること
- 職員に対する技術指導、研修に関すること
- 苦情処理に関すること
- 非常災害対策に関すること
- 渉外に関すること

居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適当に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

管理者

- 従業者の管理に関すること
- 業務の管理に関すること
- 苦情処理に関すること

責任者

- 職員の日常業務全般の管理責任に関すること
- 介護支援専門員等に対する技術指導に関すること
- 介護支援専門員等からの相談に関すること
- ボランティア、実習生の受け入れに関すること
- 苦情処理に関すること
- 非常災害対策に関すること
- 車両管理に関すること

主任介護支援専門員

- 他の介護支援専門員に対する助言・指導などに関すること

介護支援専門員

- 居宅サービス計画の作成に関すること
- サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等に関すること
- 給付管理に関すること

訪問介護事業所

訪問介護事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営みができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

管理者

- 従業者の管理に関すること
- 業務の管理に関すること

サービス提供責任者

- 介護職の日常業務全般の管理責任に関すること
- 請求業務に関すること
- 訪問介護の利用の申込に係わる調整に関すること

訪問介護員等に対する技術指導に関すること
訪問介護員等からの相談に関すること
訪問介護計画の作成に関すること
ボランティア、実習生の受け入れに関すること
介護サービスの提供に関すること
苦情処理に関すること
車両管理に関すること

訪問介護員

介護サービスの提供に関すること

介護タクシー運転手

移送サービスの提供に関すること。
介護サービスの提供に関すること。

通所介護事業所（認知症対応型通所介護事業所含む）

通所介護事業は、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活の営みができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

管理者

従業者の管理に関すること
業務の管理に関すること

責任者

職員の日常業務全般の管理責任に関すること
通所介護員等に対する技術指導に関すること
通所介護員等からの相談に関すること
請求業務に関すること
ボランティア、実習生の受け入れに関すること
苦情処理に関すること
非常災害対策に関すること
車両管理に関すること

生活相談員

通所介護の利用の申込に係わる調整に関すること
通所介護計画の作成に関すること
介護サービスの提供に関すること

看護職員

利用者の健康管理に関すること
介護サービスの提供に関すること

介護職員

介護サービスの提供に関すること

機能訓練指導員

利用者の機能訓練に関すること

その他補助職員

業務の補助に関すること

認知症対応型共同生活介護事業所

認知症対応型共同生活介護事業は、要介護者であって認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者および当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対し、共同生活住居（法第七条第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにする。

管理者

- 従業者の管理に関する事
- 業務の管理に関する事

責任者

- 職員の日常業務全般の管理責任に関する事
- 認知症対応型共同生活介護員等に対する技術指導に関する事
- 認知症対応型共同生活介護員等からの相談に関する事
- 請求業務に関する事
- ボランティア、実習生の受け入れに関する事
- 苦情処理に関する事
- 非常災害対策に関する事
- 車両管理に関する事

計画作成担当者

- 介護サービス計画の作成、その進行管理及び評価に関する事
- 介護サービスの提供に関する事
- 車両管理に関する事

介護職員

- 介護サービスの提供に関する事

看護職員

- 利用者の健康管理に関する事
- 介護サービスの提供に関する事

地域支援事業所

地域支援事業は、筋力向上トレーニングを実施することで、筋力だけでなくバランスや柔軟性、敏捷性などの全般な機能向上が図れ、意欲や社会性、エネルギー代謝などを総合的に高め、より自立して暮らしを長期間維持することと、さらに、高齢者の自立した暮らしの延長と要介護者の増加を抑制する。地域支援事業職員の運動指導員、看護職員及び介護職員の主な職務は次の通りとする。

責任者

- 職員の日常業務全般の管理責任に関する事
- 地域支援事業職員等に対する技術指導に関する事
- 地域支援事業職員等からの相談に関する事
- 請求業務に関する事
- ボランティア、実習生の受け入れに関する事
- 苦情処理に関する事
- 非常災害対策に関する事
- 車両管理に関する事

運動指導員

- 教室の企画・運営に関する事
- 教室の記録・評価および課題の検討に関する事

参加者個別のメニュー作成、運動指導、記録・評価及び課題の検討に関すること

介護職員

介護サービスの提供に関すること。

看護職員

利用者の健康管理に関すること。

介護サービスの提供に関すること。

事務部

管理者

従業者の管理に関すること

業務の管理に関すること

事務職員

局務の処理に関すること

給付管理に関すること

請求業務に関すること

事務所の管理に関すること

物品の保管管理に関すること

車両管理に関すること